

国民健康保険税の軽減制度

世帯の前年中の所得金額の合計額が、一定基準額以下の世帯については、7割・5割・2割軽減に該当し「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。なお、軽減を受けるのに申請の必要はありません。

ただし、世帯の中に所得の申告をされていない方がいる場合は、一定基準額以下に該当しているか判定できないため軽減が適用されない場合があります。

平成28年度の地方税改正により、5割軽減および2割軽減の軽減判定所得の基準が見直され、国民健康保険税軽減対象となる範囲が拡大されます。

【現行の軽減基準所得額】

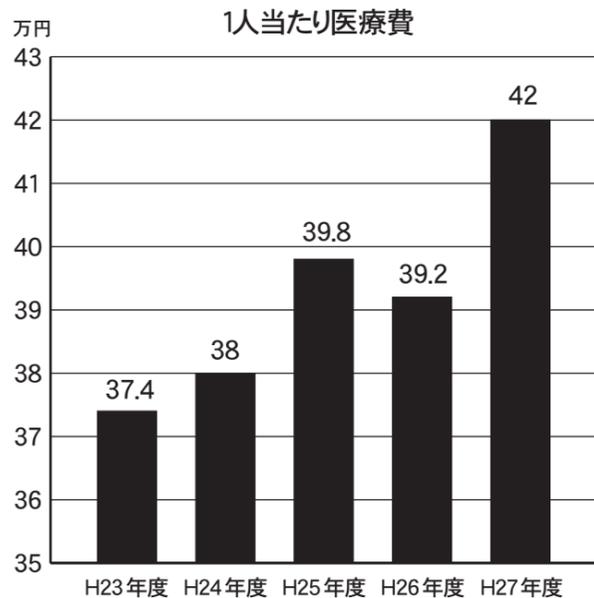
軽減割合	基準となる所得金額 (世帯主、被保険者の所得の合計)
7割	33万円以下
5割	33万円+(26万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(47万円×被保険者数)以下

【改正後の軽減基準所得額】

軽減割合	基準となる所得金額 (世帯主、被保険者の所得の合計)
7割	33万円以下
5割	33万円+(26.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(48万円×被保険者数)以下

※世帯主の所得は、国民健康保険に加入・未加入に関わらず、所得判定の対象となります。

国民健康保険税引き上げ抑制のためご協力のお願い



● 病気の早期発見や未然防止のため、年に一度は特定健診やがん検診(自己負担額があります。)を受けましょう。
6月から健診が始まります。詳しくは、広報きつき4月号に折り込みの「平成28年度健診のお知らせ」をご覧ください。

● ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を検討してください。ジェネリック医薬品は、新薬(先発薬品)の特許期限が過ぎたあと新薬と同じ成分で製薬された薬で、新薬に比べて開発費を抑えられるため自己負担が減り、医療費全体も抑えられます。
近年、医療費の中でも調剤費の増加が著しくなっていますので、ご協力をお願いいたします。

医療費を抑え国保の負担する保険給付費を削減することは、保険税引き上げの抑制につながります。
一人ひとりが健康管理に努め、適正な受診を心がけるようお願いいたします。

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

平成28年度保険税(料)額の「決定通知書」を7月中旬に発送します

納め方等については、送付される各通知書でご確認ください。

平成28年度から

国民健康保険税の税率等が変わります

税務課 ☎0978-62-1805

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることが出来るように、加入者のみなさんがお金を出し合い(納税)、助け合う制度です。

国保会計は、加入者が納める国保税のほか、国・県からの補助金などをもとに、市の一般会計とは独立して運営しています。

杵築市の国保は、加入者の高齢化や疾病の重症化、医療の高度化により、1人当たりの医療費が年々増加し、一般会計からの支援なしでは運営できない状況です。平成28年度の杵築市国民健康保険当初予算は、国保税収入額が不足する見込みとなっています。

改正により1人当たり国保税額は、27年度に比べ平均4.6%増えることとなります。杵築市の税率改正による増税は8年ぶりとなりますが、国保の加入者の皆様方には、税率改正にご理解ご協力をお願いいたします。

国民健康保険税の税率等

税率区分		改正前 平成27年度	改正後 平成28年度	増減	
全被保険者	医療分	所得割	10.0%	10.5%	0.5%
		均等割	24,000円	26,000円	2,000円
		平等割	22,000円	22,000円	—
	医療分課税限度額		520,000円	540,000円	20,000円
	後期高齢者 支援金分	所得割	2.7%	2.8%	0.1%
		均等割	6,500円	7,000円	500円
平等割		5,500円	5,700円	200円	
後期高齢者支援金分課税限度額		170,000円	190,000円	20,000円	
40歳~65歳 未満	介護納付金分	所得割	2.2%	2.5%	0.3%
		均等割	8,500円	8,500円	—
		平等割	5,500円	5,500円	—
	介護納付金分課税限度額		160,000円	160,000円	—
合計	所得割	14.9%	15.8%	0.9%	
	均等割	39,000円	41,500円	2,500円	
	平等割	33,000円	33,200円	200円	
課税限度額計		850,000円	890,000円	40,000円	

所得割額…加入者の所得に応じて算出されます。

均等割額…加入者1人につき均等割額が加算されます。

平等割額…1世帯につき平等割額が加算されます。

・課税所得金額(前年中の総所得金額等-33万円)×税率

・加入者数×均等割額

・1世帯×平等割額

国民健康保険税 = 所得割額 + 均等割額 + 平等割額

※課税限度額とは、1世帯における国民健康保険税の上限額のことです。